

## 近世加賀藩における大石寺信仰禁令について

横 山 雄 玉

## 〔抄 録〕

小稿は、近世加賀藩において禁制とされた大石寺信仰に対する禁令と関連文書の復元を主題とする。そして、その発令理由や発令構造を検討し、加賀藩社会における大石寺信仰の位置付けを確認する。

近世における大石寺は、日蓮宗勝劣派の一本寺にして朱印寺であった。加賀藩領内に大石寺の末寺は存在しなかったが、大石寺信仰は寛文年間に加賀に伝播したと伝承される。

布教の進展とともに問題視され、享保十一年最初の禁令が発せられた。以降明和七年まで五本の禁令が確認できる。これらの発令理由は、末寺不存在による宗門改不能であり、処罰条項も存す

る嚴重な禁令であった。発令構造としては所轄奉行の上申により、藩大老から発令され、藩中の全階層に周知徹底された。

禁令条文からは大石寺信仰が厳禁されたと理解される。しかし、かかる社会情勢下にあつて、相当の信仰事例を確認できる。以後、小稿で確認した社会情勢を基本認識に、信仰史として事例検討を進めたい。

キーワード 加賀藩、大石寺信仰、金沢法難、寺檀制、改宗寺替

法令

## はじめに

日本最大の雄藩である近世加賀藩に、初めて大石寺門流の信仰（以下、大石寺信仰<sup>1)</sup>）が伝播し、いわゆる、金沢講中が誕生した時期は、

寛文初年（一六六一）頃と伝えられている。五代藩主前田綱紀の理解と勧めにより、江戸在勤の藩士達が藩邸近くに存した大石寺末、常在寺において、大石寺十七世日精上人の説法を聴聞、帰依したことが濫觴との伝承が『北陸信者伝聞記<sup>2)</sup>』に存する。

加賀藩内での大石寺信仰の受容と継承は、およそ半世紀程は平穏であったと考えられる。しかし、元禄年中の日蓮宗における本迹問題や、大石寺とも少々縁のある三鳥派への禁令、これらを背景に享保年中に入ると、加賀藩内においても任誓の異安心問題<sup>③</sup>などが発生し、宗門改方、宗門奉行、寺社奉行においても宗教問題に厳格な注意を払うようになっていったと考えられる。このような中、享保九年（一七二四）に奥村内記の家臣、福原式治の大石寺信仰について、役寺に問い合わせがなされる事態が生じ、風雲急となる。<sup>④</sup>

大石寺信仰の形態は、外形的な改宗、離檀を伴う刺激的なものではなく、これまでの寺檀関係を継続しながら内心に受持する内得信仰であった。それは、加賀藩領内に大石寺の末寺が存在しないという事実から、必然的に形成されたと思われる。しかし、信仰の純潔性からは大きな葛藤を伴ったことは想像に難くない。

藩内に一末寺も存在していない大石寺信仰は、宗門改めに極めて不都合であるという理由で、禁令が出され、加賀藩内の大石寺信仰は国禁となった。これを大石寺では、「金沢法難」と称している。

加賀藩における大石寺信仰への禁令は、幕府より朱印地を下された、すなわち、公認された一宗を、自領内に末寺が存在しないことから宗門改めに不都合との理由で、加賀藩一藩に限り禁止（禁教）されたもので、言わば分国法ともいべき点にその特徴がある。

大石寺信仰への最初の禁令は、享保十一年（一七二六）に、卯辰慈雲寺（現在、法華宗真門流）の学僧・了妙が大石寺門流に改宗して騒動となり（「了妙一件」）、それをきっかけに同年十二月十三日に発せ

られた。これを嚆矢に加賀藩内での大石寺信仰に対する禁令は、明和七年（一七七〇）までに都合五本の発令が確認され、最初の禁令を根拠にした取り締まりが継続された。

幕府公認の宗旨でありながら、加賀藩当局より特定の一宗に対する禁令は、大石寺信仰の他には見られない。加賀藩宗教史を概観する時、大事件と思われるが、これに対する先行研究は大石寺関係者に限られ極めて乏しい。

本稿では「金沢法難」史全般の基礎研究として、加賀藩公文書としての禁令を取り上げる。禁令について、これまでは関連文書が部分的に認知されるに止まり、全般的な検討はなされていない。ここでは管見史料から禁令ならびに関連文書を復元する。そして、その禁止理由や発令構造の検討から、加賀藩社会における大石寺信仰の位置を確認し、信仰実態へ遡及する入り口としたい。

## I 禁令の検討

### 一 史料について

大石寺信仰への禁令は

- ①享保十一年（一七二六）十二月十三日
  - ②享保十四年（一七二九）閏九月晦日（十月七日）
  - ③元文五年（一七四〇）四月十七日
  - ④寛保二年（一七四二）六月十四日（四日）
  - ⑤明和七年（一七七〇）十二月二十九日
- の五本が確認できる。①から④は六代藩主、前田吉徳の治世下、⑤は

十代藩主、前田重教の治世である。

服藤弘司氏は

近世封建法の一特色として、同一法令の繰り返し発布ということが指摘されるが、本法令集（筆者註『典制彙纂』）においても、この特色が遺憾なく發揮され、そのため我々は多少退屈さと煩わしさを覚悟せねばならない<sup>5)</sup>

と指摘する。小稿の主題である大石寺信仰への禁令も、享保十一年（一七二六）から明和七年（一七七〇）迄の四十四年間に五度の発令であるから、この指摘に合致している。ことに上記①と②の間は三年弱、③と④の間は二年であるから、繰り返しに加え連続発布ともいえるべき状況である。しかし、これを「近世封建法の一特色」というのみでは不十分と思われる。これには相応の事情と理由が看取されるのである。ただし、この検討に当たっては「同一法令」であることから重複部分も多く、「退屈さと煩わしさ」も皆無ではない。しかし、小稿が大石寺信仰への禁令諸本を取り上げる最初の検討であり、主題が関連諸文書の復元にあることから、原則、全文を引用した「退屈さと煩わしさ」の存する検討になることをお許し頂きたい。

小稿で取り上げる史料は基本的に私撰法令集である。しかし、『中川長定覚書』のように現職家老がまとめた職務記録など貴重な史料であり、大部分が藩蔵史料であった「加越能文庫」所収本であることから、確度の高い史料群であると評価できよう。

周知のように前田育徳会の尊経閣文庫は、「加賀は天下の書府」と称された加賀前田家が収集した、膨大かつ貴重な典籍、書跡類を中心

とした大文庫である。

昭和二十三年（一九四八）にその文庫のうち、加賀藩行政史料群が金沢市に寄贈された。「加越能文庫」と称し、金沢市立玉川図書館近世史料館に収蔵されている。

大石寺信仰への禁令を検討するにあたり、管見に入った史料の大部分は「加越能文庫」架蔵史料である。以下の史料に大石寺信仰、禁令に関する記述が見られた。便宜上、「加越能文庫解説目録」<sup>6)</sup>に付された請求記号順に配列し、次いで「加越能文庫」以外の史料を列挙する。

〔加越能文庫架蔵文書〕

『泰雲公御年譜』<sup>7)</sup>『触留拔萃』<sup>8)</sup>『国令漫録』<sup>9)</sup>『御定書等触状留』<sup>10)</sup>『典制彙纂』<sup>11)</sup>『古例集書（二冊）』<sup>12)</sup>『古例集書（五冊）』<sup>13)</sup>『政隣記』<sup>14)</sup>『袖裏雑記』<sup>15)</sup>

『中川長定覚書』<sup>16)</sup>『大野木克寛日記』<sup>17)</sup>『若年寄方諸事控』<sup>18)</sup>『遠田日記』<sup>19)</sup>『寺庵方御触二種』<sup>20)</sup>『御郡典』<sup>21)</sup>

なお、人物については

『先祖由緒並一類附帳』<sup>22)</sup>（以下『一類附帳』）『諸士系譜』<sup>23)</sup>を参照する。

〔前田育徳会所蔵文書〕

『太梁公日記（手記）』

〔大石寺関連史料〕

『宗門所 大石寺派一卷留帳拔書』（以下『留帳拔書』）

『北陸信者伝聞記』巻二（以下『伝聞記』）

〔大石寺関連書籍〕

『富士宗学要集』堀日亨編 九卷 下編 第五章金沢（以下『富要』）

このうち、最も収録文書が多いのは『国令漫録』であり、禁令五本

中明和七年法令を除く四本八文書を収める。  
 本稿ではこれに次ぎ、明和七年法令を除く四本七文書を収録し、かつ『藩法集』に翻刻所収される『典制彙纂』<sup>24)</sup>本を基本に、上述した諸本を参照して禁令諸文書を復元し、その発令構造を一覧したい。

## 二 享保十一年法令

享保十一年法令は最も多くの史料に記録されている。『触留拔萃』『国令漫録』『御定書等触状留』『典制彙纂』『古例集書（二冊）』『古例集書（五冊）』『中川長定覚書』『大野木克寛日記』『若年寄方諸事控』『寺庵方御触二種』『留帳拔書』『伝聞記』『富要』に関連する記録が存する。

『典制彙纂』本に収まる「十二月六日付上申」と「十二月十三日付禁令」は『国令漫録』『御定書等触状留』『古例集書（二冊）』『古例集書（五冊）』『中川長定覚書』『寺庵方御触二種』に揃って記録されている。  
 大石寺系の史料である『留帳拔書』『伝聞記』『富要』には、「十二月六日付上申」は含まれるが「十二月十三日付禁令」は未収録である。他方、「十一月十六日状」と「十二月十六日上覧願」が『伝聞記』と『富要』に収録されており、これは他史料には未見である。  
 さて、上申や禁令そのものの文章は各史料ほぼ同一であるが、宛名や記名人に異同が見られる。また、禁令以外にも関連する諸記録が存し、これをまとめたのが左記である。

書名	種別	日付	宛名	署名
① 『留帳拔書』 『伝聞記』 『富要』	禁令か	十一月十六日	なし	なし
② 『国令漫録』 『御定書等触状留』 『典制彙纂』 『古例集書（二冊）』 『古例集書（五冊）』 『中川長定覚書』 『寺庵方御触二種』 『留帳拔書』 『伝聞記』 『富要』	上申	十二月六日	奥村伊豫守様、横山大和守様、本多安房守様 奥村伊豫守等三人様 奥村伊豫守様、横山大和守様、本多安房守様	戸田朝負、中村典膳、村中務、成瀬内匠、生駒右近、永原左京 戸田朝負等五人
③ 『国令漫録』 『御定書等触状留』 『典制彙纂』 『古例集書（二冊）』	禁令	十二月十三日	なし 新番頭殿 新番頭御歩頭連名殿	本多安房守、横山大和守、奥村伊豫守

④	『若年寄方諸事控』 『觸留拔萃』	記事 伝達	十二月十五日の項 十二月十六日	新番頭御歩頭連名殿 今枝殿、本多殿、津田殿、中川殿 永原左京殿、生駒右近殿、成瀬内匠殿	
⑤	『富要』	上覽願	十二月十六日	相組中 竹田掃部殿 前田大炊様 前田修理様	
⑥	『中川長定覚書』	伝達	十二月十六日	原惣兵衛殿 牧彦左衛門殿 今枝殿、本多殿、津田殿、中川殿	中川、津田、本多、今枝 在江戸多胡源五左衛門 牧彦左衛門
⑦	『大野木克寛日記』	報告	十二月十七日	本多安房守様	何々誰
⑧	『国令漫録』	請書案	十二月二十二日	奥村伊豫守様、横山大和守様、本多安房守様	杵江左衛門、青地藤大夫、北川久兵衛、前田源兵衛、富永数馬、遠藤紋大夫
⑨	『古例集書(二冊)』	報告	十二月二十二日	妙成寺	
⑩	『古例集書(五冊)』	報告	十二月二十二日		
⑪	『寺庵方御触二種』	報告	十二月		
⑫					

以上の十二項に渉る記録から、享保十一年法令につき時系列に對校、復元する。なお、同一項に複数史料が存する場合、『典制彙纂』本が存するものはそれを掲出し、他史料との對校を「」内に記し註記を加える。(次節以降も同様)

(享保十一年) 午十一月十六日<sup>(26)</sup>

①大老より所轄の寺社、宗門奉行等への申し渡しと思われる状<sup>(25)</sup>

頃日世間に富士派の由にて前々より御領国に之無き宗旨の者多く表向は日蓮宗の躰にて内内にては格別の勤め方の者之有る由、其上慈雲寺弟子了妙と申す者右宗派に帰伏致し候に付き慈雲寺に於て縮(シマリ)申し付け置き候取沙汰之有り候、此宗門の義は外宗と違ひ勤の様子も密々の躰其上御領国に末寺も之無き義に候へば、若し公儀御制禁の邪法の宗門等相交り候ても紛らしく改め難き事に候、慈雲寺手前一往承り届けらるべく候、了妙等爰許に於

②上申

て右宗派にすすめ入れ候者も之有り候はば其意に任せ御沙汰に及ばるべき旨、寺社奉行中並に宗門改奉行へ御大老衆御列座伊与守殿御申し渡し候事。

近年日蓮宗之内、表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々ハ彼是異風之宗門を致信仰候僧俗数多御座候由承及申候、常々之様子外宗旨と各別違候旨其聞え有之候、往古より御領國ニは右宗派無御座候付、邪義相交候哉、又ハ新法之宗旨ニ候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立紛敷儀奉存候間、急度相改、向後右之族之者無御座候様、仕度儀と詮議仕候、以上、

丙午十二月六日

戸田靱負等五人

〔戸田靱負判、中村典膳判、村中務判、成瀬内匠判、

生駒右近判、永原左京判〕<sup>(27)(28)</sup>

奥村伊豫守等三人様

〔奥村伊豫守様 横山大和守様 本多安房守様〕<sup>(29)(30)</sup>

③禁令

近年日蓮宗之内、表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々は彼是異風之宗門を致信仰候僧俗数多有之、常々之様子外宗ニは各別違候旨其聞え有之候、富士派之義ハ本寺有之事候得共、御領國ニては右派之宗門前々より無之付て、邪義打交候哉、又は新法之宗旨ニ候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立候間、急度相改、向後右族無之様仕度旨、宗門奉行申聞、其趣紙面出し候故、寫指越候之條被得其意、組支配與力・家来末々迄急度可被申渡候、其段書付可被指出候、是又組等之内裁許有之面々えも申渡候様可被申聞候、

十二月十三日

享保十一年

本多安房守 判

横山大和守 判

奥村伊豫守 判

新番頭殿

〔新番頭御歩頭連名殿〕<sup>(31)</sup>

〔今枝殿、本多殿、津田殿、中川殿〕<sup>(32)(33)</sup>

〔永原左京殿、生駒右近殿、成瀬内匠殿〕<sup>(34)</sup>

④「若年寄方諸事控」(十二月十五日の項)

日蓮宗之内富士大石寺派之儀ニ付、宗門奉行紙面之写、大年寄中より被申触候紙面、支配中 主水より被相触候

⑤前田近江守よりの伝達

近年日蓮宗之内、表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々は彼是異風之宗門を致信仰候僧俗数多有之、常々之様子外宗ニは各別違候旨其聞え有之候、富士派之義ハ本寺有之事候得共、御領國ニては右派之宗門前々より無之付て、邪義打交候哉、又は新法之宗旨ニ候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立候間、急度相改、向後右族無之様仕度旨、宗門奉行申聞、其趣紙面出し候故、寫指越候之條被得其意、組支配與力・家来末々迄急度可被申渡候、宗門之儀ニ付、別紙写両通指越候之條被得其意、與力・家来末々迄急度被申渡、其趣書付可被指出候、以上

十二月十六日

前田近江守 判<sup>(36)</sup>

相組中

竹田掃部殿<sup>(37)</sup>

⑥在国大老、家老中より、在江戸大老、家老に対する藩主への上覧願

近年日蓮宗の内表向は富士大石寺派の由申し立て内々に於ては彼



是異風の宗門を信仰致し候僧俗之有り、常々の様子外宗とは各別違ひ候旨其聞え之有る事に候、富士派の義は本寺も之有る事に候へども御領国には右派の宗門前々より御座無く候に付きて邪義相交り候や又は新法の宗旨に候や委細相知れ申さず、宗門御改の筋相立ち難く候間急度相改め向後右の族の者之無き様に仕りたき旨宗門奉行申し聞け其趣き紙面出し候故、末々まで急度申し渡し候様諸頭支配人等へ申し触れ候間、右紙面遣し候間御序を以て御覽に入れらるべく候以上。

(享保十一) 十二月十六日

本多安房守等十一人<sup>(38)</sup>

〔本多安房守〕<sup>(39)</sup>

前田大炊様 前田修理様<sup>(40)</sup>

⑦『中川長定覚書』伝達

富士大石寺派之儀二付、宗門奉行紙面写、大年寄中より被相触候紙面之写両通指越候条、被得其意、家来末々迄急度被申渡書付可被指越候、以上

丙午十二月十六日

中川、津田、本多、今枝 判

原物兵衛殿 牧彦左衛門殿<sup>(41)</sup>

⑧『中川長定覚書』報告

近年日蓮宗之内、表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々は彼是異

風之宗門を致信仰候、右之族者向後無之仕様、家来末々迄急度申候様被仰渡、向後異風之宗門等信仰不仕候様、家来末々迄申渡条得其意候、以上

丙午十二月十七日

在江戸 多胡源五左衛門<sup>(42)</sup> 代判、牧彦左衛門 判

今枝殿、本多殿、津田殿、中川殿

⑨『大野木克寛日記』十二月十七日

昨夜御触到来、其趣者、近年日蓮宗之内、表向者富士大石寺派ト称シ、(以下、禁令条文略) 其段書付を以可申達旨、大老衆伊予守・大和守・安房守連名之紙面并宗門奉行紙面被相達、委細在于別帳、是頃日卯辰日蓮宗慈雲寺之衆僧等右之義二付出入出来、是より事起候ト云云。<sup>(43)</sup>

⑩請書 報告案

今般、富士大石寺派之儀二付、御触之趣奉承知、与力并家来末々迄急度申渡、遂吟味候処、右宗旨之者無御座候、以上

丙午十二月廿二日 享保十一

何々誰

本多安房守殿

⑪報告

近年日蓮宗之内、表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々ハ彼是異

風之宗門を致信仰候者 有之様子候間、右族之者無之様ニ急度可申渡旨、宗門御奉行紙面并御書立之趣奉得其意候、私共組支配家来末々迄厳重ニ申渡候、以上

丙午十二月廿二日

上  
午十二月

妙成寺 判

杵江左衛門 判

青地藤大夫 判

北川久兵衛 判

前田源兵衛 判

富永数馬 在江戸

遠藤紋大夫 在江戸<sup>(4)</sup>

奥村伊豫守様

横山大和守様

本多安房守様

⑫『寺庵方御触二種』

（十二月十三日禁令状に続いて）

右之通候条、得被其意御触下寺広く急度可被御申渡候、以上

永原左京 判

生駒右近 判

成瀬内匠 判

滝谷

妙成寺

右之趣被得其意、門前之者、又、家来末々迄急度可被申渡候、以

①は、「了妙一件」により、大老、奥村伊予守から大石寺信仰禁止の方向が示されたものである。上申にも禁令にも該当しない様式の文書は、全五法令中本書のみである。

②は、所轄奉行たる寺社奉行、宗門奉行から大老へ、大石寺信仰の禁止を求めた上申である。

③が禁令本体であり、この場合、在国の大老三名の連名である。宛名に異同が存するが、要するに藩内各方面に伝達されたのであり、相当数の禁令状が作成されたと考えられる。「新番頭御歩頭連名殿」は頭役であり、所定の士分を統括している。「今枝等」は家老役、「永原等」は寺社奉行である。ここから「組支配與力・家来末々迄急度可被申渡候、其段書付可被指出候、是又組等之内裁許有之面々えも申渡候様可被申聞候」が実行された。

ここで、禁止理由を見ると、「表向ハ富士大石寺派之由申立、於内々は彼是異風之宗門を致信仰候僧俗数多有之、常々之様子外宗ニは各別違候旨其聞え有之」、「富士派之義ハ本寺有之事候得共、御領國ニては右派之宗門前々より無之付て、邪義打交候哉、又は新法之宗旨ニ候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立候間、急度相改、向後右族無之様」ということである。すなわち「表向き富士大石寺派を名乗り、いかがわしい信仰をする僧俗が多数有り、通常とは相当異なる様子と聞き及ぶ」ので、「富士派は本寺<sup>(45)</sup>が存するが、加賀藩領内には元來無



い宗門であり、禁制の邪義<sup>(46)</sup>や非公認の宗義であるのか宗門改が困難であるから、信仰しないように」というものである。これを要約すれば、「領内に無い宗門であるから宗門改に不都合」となる。この禁止理由は、基本的に以下の四法令で共通する。次節以降では、「享保十一年法令」と当該法令との比較を念頭に、その特質を一覧する。

④は、大老からの禁令状と所轄奉行による上申の写しが、各支配より伝達されたことを記録した記事である。

⑤は、大老の一人である前田近江守より、同組に属する寺社奉行・竹田五郎左衛門に対して、家来中への申渡しと請書の提出を伝達、要請したものである。

⑥は、在国の大老、家老の合計十一人より、在江戸の大老、家老に対し、発令した禁令と上申の写しを添えて、在府中の藩主吉徳への上覧を願ったものである。

⑦は、家老四名より御台所奉行に対し、禁令と上申の写しを伝達し、家来中への申渡しと請書の提出を伝達、要請したものである。

⑧は、⑦を受けて、禁令の内容の理解と、家来中への申渡しを了解した旨、御台所奉行からの答申と報告の状である。⑦の宛名のうち原惣兵衛に代わり、定番御馬廻御番頭であった多胡源五左衛門が代判している。「在江戸」の文から、原惣兵衛は当時江戸詰であったと推測されよう。

⑨は、大野木克寛<sup>(47)</sup>が自身の日記に、禁令が昨晚（十二月十六日）届けられた旨を記し、その禁令を抄録している。さらに、詳細は別帳に在ることを注記した上で、事の起こりは「了妙一件」であることを伝

聞したことが記される。

⑩は、禁令を了解し、大石寺信仰を受持しない旨を誓約した請書の文案と思われる。宛名が大老であることから、一定の頭分が提出を求められたものと推測される。

⑪は、⑧と類似するが、六組御歩と通称され、六組存在した御歩組の御歩頭が六名連名にて、組下や家来中に禁令の趣旨を申し渡した旨の報告である。これを求める⑦と同趣旨の文書が発せられたと思われる。

⑫は、妙成寺所蔵であった触集と思われる。禁令に続き寺社奉行三名の連名で、日蓮宗触頭妙成寺に対して、触下寺院への周知を求めたものであり、続いて妙成寺より、触下はもとより門前の者、家来中に申し渡した旨の報告が記されている。

以上を一覧すると、禁令発令の基本は、所轄奉行たる寺社奉行と宗門奉行の上申により大老からの発令であることが分かる。この構図は以下の四法令全てに該当すると思われる。ただし、禁令の発令時、藩主吉徳は在府であるからどの時点で決裁がなされているのか明確ではない。⑥を見ると、大老決裁の事後報告であるとも考えられる。或いは、①が方針化されて内容の決裁は済んでおり、発令の報告をしたものかもしれない。

発令された禁令の伝達は、相当数の写本が作成されて大老、家老から管轄下の奉行、頭分を通じての申渡しし、それに対する報告や請書の提出という順序で周知された。⑦⑧⑨⑩⑪は藩士への事例であり、⑫は大老から寺社奉行を経て触頭寺院へ、そして、触下寺院や門前町への伝達、報告事例である。

これらから大石寺禁令の対象は、藩士を中心としながらも領内全体、全階層への発令であったと考えられる。

### 三 享保十四年法令

享保十四年法令は、『国令漫録』『御定書等触状留』『典制彙纂』『遠田日記』『古例集書（二冊）』『古例集書（五冊）』『中川長定覚書』に記録が存する。

『典制彙纂』に収録される「九月十五日付上申」が『国令漫録』『御定書等触状留』『遠田日記』に、「九月晦日付禁令」が『国令漫録』『遠田日記』に記される。『古例集書（二冊）』『古例集書（五冊）』『中川長定覚書』には禁令発令に関する記事が存し、『御定書等触状留』には「十月七日付禁令」が記録されている。これをまとめると左の通りである。

書名	種別	日付	宛名	署名
① 『国令漫録』 『御定書等触状留』 『典制彙纂』 『遠田日記』	上申	九月十五日	なし なし 奥村伊豫守等三人様 奥村伊豫守様、横山大和守様、本多安房守様	中村典膳、和田采女、堀平馬、成瀬内匠、津田帯刀、生駒右近、中村典膳、和田采女、堀平馬、成瀬内匠、津田帯刀、生駒右近、溝口七大夫 中村典膳、和田采女等七人 中村典膳、和田采女、堀平馬、成瀬内匠、津田帯刀、生駒右近、溝口七大夫、 本多安房守、横山大和守、奥村伊豫守
② 『国令漫録』 『典制彙纂』 『遠田日記』	禁令	九月晦日	なし	
③ 『古例集書（二冊）』 『古例集書（五冊）』	記事	九月晦日の件	遠田勘右衛門殿、村中務殿、杉江兵助殿	
④ 『中川長定覚書』				
⑤ 『御定書等触状留』	禁令	十月七日	なし	横山大和守

#### ①上申

富士大石寺派之儀、御領國ニは末寺等無御座、宗旨之眞偽并新法等相交候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立紛敷義奉存候間、向後右族之者無御座様仕度旨、私共僉議之趣、四年以前以紙面御断申上候處、其節嚴重被仰渡、當分ハ相止申躰御座候處、近年又末々ニハ密々致信仰、異風之爲躰ニ相聞候族も御座候様取沙汰承及申候、是以後左様之義無御座様、猶更急度被仰渡御座候様仕度儀と僉議仕候、以上  
己酉閏九月十五日

中村典膳  
和田采女

等七人 判

〔中村典膳、和田采女、堀 平馬、成瀬内匠、津田  
帯刀、生駒右近 判〕<sup>(48)</sup>

〔中村典膳、和田采女、堀 平馬、成瀬内匠、津田  
帯刀、生駒右近 溝口七大夫 判〕<sup>(49)</sup><sup>(50)</sup>

奥村伊豫守様等三人

〔奥村伊豫守様、横山大和守様、本多安房守様〕<sup>(51)</sup>  
〔なし〕<sup>(52)</sup>

②禁令

富士大石寺派之義、四年以前ニも申觸候通、於内々異風之宗門を  
信仰候僧俗有之、常々之様子外宗とハ各別違候旨相聞候、則其砌  
宗門奉行より出候紙面も寫指越、夫々急度申渡、頭支配人より書  
付をも取置候處、近年又末々ニは密々致信仰、異風之爲躰相聞え  
申族有之様ニ承及候條、是以後猶更急度申渡、右族之者無之様ニ  
仕度旨、宗門奉行重て紙面出候付寫指越候間被得其意、組支配與  
力・家来末々迄彌嚴重可被申渡候、組等之内裁許有之面々ハ、其  
支配えも申渡候様、是又可被申聞候、  
右之趣、可被得其意候、以上、

己酉閏九月晦日

本多安房守

横山大和守

奥村伊豫守

〔遠田勘右衛門殿、村 中務殿、杉江兵助殿〕<sup>(53)</sup><sup>(54)</sup>

③『古例集書(二冊)』『古例集書(五冊)』

享保十四己酉年閏九月晦日、四年以前相觸候大石寺派、今以密々  
致流布候間、弥可致停止之旨触有、触留記置。

④『中川長定覚書』

富士大石寺派之儀ニ付、重而閏九月晦日、触有之、牧彦左衛門、  
原惣兵衛、相触之。

⑤禁令

富士大石寺派之義、四年以前ニも申觸候通、(以下、禁令条文略)  
右之趣、可被得其意候、以上、

十月七日

横山大和守

①は寺社奉行、宗門奉行より大老への上申である。大石寺信仰につ  
いて享保十一年法令では「御領國ニては右派之宗門前々より無之付  
て」と記していたが、ここでは「御領國ニは末寺等無御座」と、具体  
的には大石寺の末寺が存在しないことを挙げている。そして、「四年  
以前に紙面御断申上候處、其節嚴重被仰渡、當分ハ相止申躰御座候處、  
近年又末々ニハ密々致信仰」とあり、この上申が享保十一年禁令に続  
くもので、当初は効果が見られたが、近々では再び竊かに信仰する者

が出てきたことを挙げ、上申理由としている。

②は①に対応した禁令である。ここに「夫々急度申渡、頭支配人より書付をも取置候處」とあり、判形や請書を提出したにもかかわらず「近年又末々ニは密々致信仰、異風之爲躰相聞え申族有之様ニ承」状況であるから「是以後猶更急度申渡、右族之者無之様ニ」という趣旨である。『遠田日記』に記される宛名人のうち、遠田勘右衛門は日記の記録者当人であり、当時定番頭を勤めた。村中務、杵江兵助ともに相役であり、村と杵江は何れも享保十一年法令にその名が見られる。村は宗門奉行から、杵江は新番頭からの転役であった。

③④はいずれも禁令の発令を記録したものである。

⑤は②と同文の禁令であり、②との相違は識語が十月七日であること、署名が横山大和守のみになるという二点である。宛名が存在しないので詳細は不明であるが、発令七日後のことであり、何処かへの周知伝達状として不自然ではない。

#### 四 元文五年法令

元文五年法令は、『国令漫録』『御定書等触状留』『典制彙纂』『御郡典』『留帳抜書』『富要』に記録が存し、「上申」がその全てに、「禁令」が『国令漫録』『御定書等触状留』『典制彙纂』『御郡典』に収録される。さらに『御郡典』には郡方への「回覧」が付されている。また、『御郡典』本は元文五年法令に関し、最も整備されているが、他法令は未収録である。これらをまとめると表の通りである。

書名	種別	日付	宛名	署名
①『国令漫録』 『御定書等触状留』 『典制彙纂』 『御郡典』	上申	三月二十四日	横山大和守様、 本多安房守様	丹羽武兵衛、土肥庄兵衛、 伊藤内膳、山崎庄兵衛、青 山将監、溝口舍人
『留帳抜書』 『富要』	三月			丹羽武兵衛等六人
②『国令漫録』 『御定書等触状留』 『典制彙纂』 『御郡典』	禁令	四月 四月十七日	なし	横山大和守、本多安房守
③『御郡典』	回覧	四月十八日 <sup>56)</sup>	村井安左衛門殿、 不破忠太夫殿 能州四郡御扶持 人十村中	村井安左衛門、不破忠太 夫

#### ①上申

日蓮宗之内、於御國富士大石寺派致信仰、近年数多罷成候由其間有之候、古来より御領國ニ右宗派無之、享保十二年本寺より願之趣有之候得共、御許容無之候、尤、富士大石寺派ハ新法ニては無之候得共、密々致信仰候義ニ付邪正紛敷、宗門御改之筋難相立候付、先年寺社奉行并宗門奉行御断申上一統被仰渡候、然處今以相止不申、於僧家密々勸込、信仰之人々数多罷成候躰御座候、右宗派公義御停止ニては無御座、本山も有之儀ニ御座候得共御領國ニては古来より末寺も無之宗派御座候間、猶更右族之者無御座候様、急度被仰觸候様仕度と僉議仕候、以上、

庚申三月廿四日

〔庚申三月〕<sup>56)</sup>

丹羽武兵衛等六人判

〔丹羽武兵衛、土肥庄兵衛、伊藤内膳、山崎庄兵衛、

青山将監、溝口舍人 判〕<sup>(57)</sup>

〔丹羽武兵衛、土肥庄兵衛、伊藤内膳、山崎庄兵衛〕<sup>(58)</sup>

横山大和守様

本多安房守様

②禁令

富士大石寺派之義二付、宗門奉行別紙之通申聞候、此義先年も相觸候處、今以密々信仰之者有之躰二候、則右別紙寫指越候條被得其意、右之族無之様、組支配與力・家来末々迄嚴重可被申渡候、組等之内裁許有之面々ハ、其右之趣、可被得其意候、以上

庚申四月十七日

〔四月〕<sup>(60)</sup>

横山大和守

本多安房守

〔村井安左衛門殿、不破忠大夫殿〕<sup>(61)(62)</sup>

③回覧

別紙之通大和守殿・安房守殿御触紙面両通共寫遣候条得其意、人々組下末々迄急度可申渡候、披見已後判形候て先々相廻シ、從落着相返候、以上、

申四月十八日

村井安左衛門  
不破忠大夫

能州四郡

御扶持人 十 村 中

①は寺社奉行、宗門奉行からの上申である。ここで筆者の注目は四点存する。内容的には「享保十二年本寺より願之趣有之候得共、御許容無之候」、「富士大石寺派ハ新法ニては無之候得共、密々致信仰候義ニ付邪正紛敷、宗門御改之筋難相立候」、「於僧家密々勸込、信仰之人々数多罷成候躰御座候」の三点であり、四点目は署名人の一部である。

一点目は、享保十一年法令発令後、「享保十二年本寺より願之趣有之候得共、御許容無之候」と、享保十二年に大石寺から新寺建立の願いが出されるも却下されたことが記されている。

二点目は、享保十一年法令で「邪義打交候哉、又は新法之宗旨ニ候哉、委細相知不申、宗門御改之筋難相立候間」、享保十四年法令では「宗旨之眞偽并新法等相交候哉、委細相知不申」とあり、「邪義や新法であるのか判別できない」ことが禁止理由の一つとされていた。しかし、ここでは「富士大石寺派ハ新法ニては無之候得共」であるから、前二法令で挙げられた禁止理由の一つは解消されたように思われる。したがって、前二法令から継続する禁止理由は「宗門御改之筋難相立候間」ということである。

三点目は、前二法令では記されなかった「於僧家密々勸込、信仰之人々数多罷成候躰御座候」であり、とりわけ「密々勸込」に注目しな



ければならない。勸込は布教（折伏）を意味しており、改宗や寺替えに関する法令<sup>63</sup>でも注視され、勸込による受法を理由とした改宗を禁止している。ここからは、元文五年法令が布教の進展によって上申されるに至った事情が看取される。ただし、「於僧家」の実態は存在しなかった。それは、前二法令も含めた発令理由が「古来より末寺も無之宗派御座候間」であり、金沢に大石寺派の僧侶はいなかったのである。寺社方役人に、布教の主体は僧侶という思い込みが存したのであろうか。「於僧家」は次の寛保二年法令にも継続されたが、明和七年法令では当該法令の発令状況からも「於俗家」と改訂されている。

四点目は上申に署名した寺社奉行の内、山崎庄兵衛に注目する。これについては稿を改めたい。

②の禁令は全五法令中最も簡潔である。ただし、『御郡典』本の宛名人「村井安左衛門、不破忠大夫」は、③と対応している。この両人は能州郡奉行であり、直接には算用場奉行の支配に属する<sup>64</sup>。

③は、能州郡奉行「村井安左衛門、不破忠大夫」から管内の扶持人十村<sup>65</sup>にあてた回覧状である。「披見已後判形候て先々相廻シ、從落着相返候」とあるから、回覧文書に署名捺印の上で順次伝達し、終了後に郡奉行まで返戻する形態であった。本状の存在は貴重である。ここから、享保十一年法令の⑫で一覧した寺社方文書と併せ、武士中心であった大石寺信仰への禁令が、武士に止まらず、寺社方、郡方まで周知されたことが理解される。具体的史料は未見であるが、除外する理由は見出せないから町方へも周知されたと考えるのが妥当である。つまり、大石寺禁令は藩中全体に周知徹底された法令であったといえよう。

## 五 寛保二年法令、明和七年法令

寛保二年法令と明和七年法令については条文掲出を割愛し、禁令の注目のみを略述する。

寛保二年法令における禁止理由は、元文五年法令を踏襲し、「於僧家宗儀勸込申由二候、右宗派之義ハ御領國ニ末寺無之ニ付、邪正紛敷宗門改之筋難相立候間」であるから、布教の禁止と宗門改めに不都合の二点である。その上で「慥成義相知レ候ハハ、急度曲事可被仰付候條」と前三法令に見られない処罰条項が加えられ、より厳格化した。

明和七年法令は、寛保二年から二十八年後と最も発令間隔が長く、藩主は重教の代である。禁止理由は寛保二年法令と同様、「於俗家宗義勸込申由に候」と「右宗派之儀は御領國に末寺無之候に付、紛敷宗門之筋難相立候」である。前述のように「於僧家」は「於俗家」と改められており、こちらが正確である。本法令の背景は稿を改めるが、この時期に複数の信者への処罰事例が存した。その全てが在家であるから、「於俗家」となったのであろう。そして、前項同様「急度曲事可被仰付候條」と処罰条項が踏襲されている。

### おわりに

加賀藩による大石寺信仰への禁令につき、ここまでの復元と検討をもとに、その発令構造を一覧し、まとめたい。

禁令の発令に当たっては、管轄奉行たる寺社奉行、宗門奉行からの上申がなされ、これに対応して大老が発令した（享保十一年法令、享



保十四年法令、元文五年法令)。対象は藩内全階層であった。

この周知においては、

〔職制上〕

大老―管轄下(事例は寺社奉行 番頭<sup>(66)</sup> 歩頭<sup>(67)</sup>へ 享保十一年③⑫ 享

保十四年②)

大老―家老―管轄下(事例は台所奉行へ 享保十一年⑦⑧)

〔軍制上〕

人持組頭―人持組―組下(事例は前田近江守―竹田掃部へ 享保十一年⑤)

といった形態が見られ、この伝達に対しての報告が求められた。(報告要請は享保十一年⑤⑦、元文五年③ 報告は享保十一年⑧⑪⑫ 請書案は享保十一年⑩)

報告形態は、武士(頭分など上級者か)は請書(享保十一年⑤⑦⑩)、在方等は回覧(回状)に署名判形の形態だった。(元文五年③)

禁止理由としては、当初(享保十一年法令、享保十四年法令)

一、「元来無い宗門(末寺不存在)で宗門改に不都合)

二、「邪義か新法か分別不能」

の二点を中心であったが、元文五年法令では、大石寺本体が邪義でも新法でもないことは確認されたように読み取れる。(邪義や新法か分別不能の文面は残存する)

また、元文五年法令では上記の二点に加えて、上申で「勸込」が目され、寛保二年法令以後は、「勸込」の禁止が明記されると共に、処罰条項が盛り込まれることとなった。そして、五法令全てにおいて

「組支配與力・家来末々迄急度可被申渡候、其段書付可被指出候、是又組等之内裁許有之面々えも申渡候様可被申聞候」(例として享保十一年③)といった伝達等を徹底する文言が付されている。

このことは、改宗や寺替えに関する法令(禁令部分も存していたが処罰条項と伝達徹底の文言はない)に比してより厳重な扱いである。大石寺信仰への禁令が、加賀藩における宗教関連法の中で、極めて嚴重、厳格な法令であった状況が看取される。

服藤弘司氏は「近世封建法の一特色として、同一法令の繰り返しの発布ということが指摘される」と述べられた。大石寺信仰への禁令は、確かにその要素が認められる。しかし、加賀藩内の大石寺信仰は、禁令発令者たる支配階層への浸透など、藩当局の予期しない布教の広がり<sup>(68)</sup>と信仰の展開を有しており、禁令の効果も限定的であった。「近世封建法の一特色」では説明できない信仰実態が、結果として「近世封建法の一特色」と重複するような史実展開を生じ、法令の繰り返し、かつ、連続発布になったと考えられる。

今後、かかる社会情勢の中、いかなる理由や信仰信条のもと大石寺信仰が展開したのか、その史実の解明と位置付け、評価をめざしたい。

〔注〕

(1) 現在の静岡県富士宮市に存する日蓮正宗総本山大石寺。本稿でいう「大石寺信仰」は日蓮正宗の信仰と内容的には同義である。しかし、日蓮正宗の宗名は明治四十五年(一九一三)に公称されたもので、近世には存在しない。大石寺本末の信仰信条は別として、藩政期におけ

大石寺の公式な立場は、日蓮宗勝劣派の一本寺であり、朱印寺であった。寺院行政上、勝劣派触頭に管掌された。他派との簡別のため、日蓮宗富士派、大石寺派等と通称された。

近世の日蓮宗は、幕府の政策もあり、公的に容認された宗旨は一致派と勝劣派の二つしか存在しなかった。この二派の名称は教義内容から付されたものであり、『法華経』の本門と迹門を如何に位置づけるか、という一事を分水嶺として弁別された。

さて、大石寺は勝劣派であるが、厳密に言えば勝劣義にも差異が存在する。大石寺信仰は、宗祖日蓮聖人を本仏（宗祖本仏、日蓮本仏論）と仰ぎ、二祖日興上人（大石寺開山）以来の血脈承継を立てる所にその特質が存する。他の日蓮系諸派においては、一致、勝劣を問わず悉く釈尊本仏であり、信仰論においては、その対象とする仏が全く異なることとなる。近世の大石寺は勝劣派の中で展開したが、全く異質な同宗としての枠組みであった。しかし、時代の要請でもあり、大石寺においても、朱印寺として対外的には勝劣派の枠組みを維持し、ことさらに異議を述べることはなかったと思われる。ただ、大石寺本末寺院においては厳密に伝統的立義を維持し、信者への教導においても、大石寺の教義思想を宣伝布教したことは、加賀における大石寺信仰の事例からも明らかである。

(2) 『北陸信者伝聞記』は幕末から明治の篤信者、辻新五左衛門貞康（法名 量義）が明治二十四年から明治二十六年にかけて、金沢法難史をまとめたもの。金沢法難史を当事者が体系的にまとめた唯一の著述であり、編纂物ではあるが極めて貴重である。

(3) 任誓については 中川一富士「任誓と十二日講」『北陸史学』一九九号所収 一九七二年、大桑斉「『大異義者』任誓の思想史的位置」『真宗研究』一七所収 一九七二年、大桑斉「異義者」任誓伝の思想史的考察」『大谷学報』五二―三所収 一九七二年、『石川県鳥越村史』北国出版社 一九七二年、中川一富士「加賀の傑僧任誓」北国出版社 一九七二年、鈴木宗憲「江戸時代における異端の発生——加賀、任誓の異解をめぐって——」『浄土真宗とキリスト教』所収 法蔵館

一九七四年、大桑斉「寺檀の思想」教育社 一九七九年、大桑斉「大地の仏者」能登印刷出版部 一九八三年、志村恵「二つの『Bawenspiegel』: イエレミアス・ゴットヘルフの『農民の鏡』と任誓の『農民鑑』」『金沢大学文学部論集 文学科篇』一三三所収 金沢大学 一九九三年、佐々木直子「鳥越村の回り御講」『金沢大学文化人類学研究室調査実習報告書、2002』所収 金沢大学 二〇〇二年 等参照

(4) この周辺については、拙稿「近世加賀藩における大石寺信仰禁令の基礎的考察——福原式治・福原次郎左衛門の同異説を中心に——」『日蓮正宗教学研究紀要』第二号所収 二〇一五年）において略述した。

(5) 『藩法集四 金沢藩』五頁 創文社 一九六三年

(6) 上下二冊 金沢市立図書館 一九七五年

(7) 『泰雲公御年譜』森田良郷編 泰雲公は十代重教。宝暦四年から明和八年。一六一一―一九八

(8) 『触留拔萃』成瀬正居旧蔵 承応三年から嘉永五年のもの 御用番からのもの、御用番宛のものを中心に、幕令も含む。一六二三―二九

(9) 『国令漫録』岩原恵規著 岩原性一旧蔵 万治以来家中一般への定書を集成したもの。一六二三―三〇三三

(10) 『御定書等触状留』高島定辟旧蔵 寛文二年から寛延三年にわたる家中および一般への定書。一六二三―三〇三七

(11) 『典制彙纂』万治から天保年間の法令、布達を類別収録したもの。一六二三―三五二

(12) 『古例集書（二冊）』寛文から元文年間の家中一般への諸法令を集成したもの。一六二三―三〇五七

(13) 『古例集書（五冊）』御横目所旧蔵 天和から宝暦頃までの藩士一般の心得。一六三三―三〇五八

(14) 『政隣記』津田政隣編。加賀藩の史実を天文七年から文化十一年まで編年体にとまとめたもの。一六二八―一〇一

(15) 『袖裏雑記』奥村尚寛編。藩初以来の諸法令は、慶長、元和、寛永の

火災に多く失われたが、万治、寛文以降のものは、保存され頗る多量になった。それを尚寛が容易に探索しうるよう、類別編纂したものを一六二八〇二〇

(16) 『中川長定覚書』 中川長定著 中川典克旧蔵 正徳六年から享保十四年までの日記形式の詳細な記録。一六四〇〇七七

(17) 『大野木克寛日記』 大野木克寛著 大野木克征旧蔵 公務に関する私日記。一六四〇〇七八

(18) 『若年寄方諸事控』 中川長定(式部)著 中川典克旧蔵 一六四一〇九九

(19) 『遠田日記』 遠田勘右衛門(自省)著 一六四二〇〇〇

(20) 『寺庵方御触二種』 二種のうち妙成寺所蔵寺庵方御触、享保・宝曆期。一六六一〇四一

(21) 『御郡典』 岡部勇作所蔵の写。宝永元年より天保十五年までの、主に能州所口郡を中心とした郡方への触書等約七三〇項目を編年体で収録したもの。一六六三〇九四

(22) 本帳は藩命により藩士各家の先祖由緒並びに一類(原則従兄弟までの親類縁者)と菩提寺が記され、冒頭には提出時の当主の履歴が記される形で粗定型化している。藩士各家の由緒が知れる貴重な史料であり、明治三年頃の藩提出本を中心におおよそ一七〇〇家分が加越能文庫に収まり、近世史料館に所蔵されている。

(23) 津田信成編一八三二年(天保三年)「加越能文庫」所収金沢市立玉川図書館近世史料館(以下近世史料館)所蔵(翻刻本石川県史調査委員会石川県立図書館史料編さん室編『石川県史資料』所収「近世編(八十三) 諸士系譜一」六)

(24) (加越能文庫「典制彙纂」金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵(翻刻本 藩法研究会編『藩法集四 金沢藩』二七一〜二七三頁 創文社一九六三年)他)

(25) 加賀藩制における最重職であり家老職の上位。大年寄、年寄とも称される。加賀藩士で家格、俸禄とも最高位の本多、長、横山、前田(直之系)、前田(長種系)、奥村(宗家)、奥村(支家)、村井の八家(加

賀八家と通称)が勤めた。本多安房の五万石を筆頭にいずれも一万石以上。八家の年寄中七人が人持組(八家に次ぐ者で家禄はほとんどが千石を超える。多数の配下人を持つ)の組頭となった。

(26) 『富要』九一―二八五頁

(27) 戸田鞆負、中村典膳、村中務 以上宗門奉行。成瀬内匠、生駒右近、永原左京 以上寺社奉行。

(28) 『国令漫録』『御定書等触状留』『古例集書(二冊)』『古例集書(五冊)』『中川長定覚書』『寺庵方御触二種』『留帳抜書』『伝聞記』『富要』

(29) 奥村、横山、本多、何れも大老

(30) 註(28)に同じ

(31) 『古例集書(二冊)』『古例集書(五冊)』

(32) 今枝民部直方、本多図書政冬、津田玄蕃敬脩、中川式部長定、何れも家老

(33) 『中川長定覚書』

(34) 『寺庵方御触二種』

(35) 今枝主水恒明。若年寄。

(36) 前田近江守直堅。大老。

(37) 竹田五郎左衛門忠張。寺社奉行。

(38) 『伝聞記』十一人については「大石寺による末寺建立願いの顛末」(別稿で論述する)に関する「享保十二年三月七日状」に見られる「前田近江守、奥村伊与守、横山大和守、本多安房守、奥村内記、村井主膳、長九郎左衛門、今枝民部、本多図書、津田玄蕃、中川式部」の十一人と思われる。前田近江から長九郎左衛門は大老、今枝民部から中川式部は家老である。これに本書宛所である在江戸の前田大炊(大老)、前田修理(家老)を加えると、当時在任中の八大老と五家老の名が勢揃いしている。藩主在府中における領内仕置きに関する上覧願の通例であったと考えられる。

(39) 『富要』九一―二九一

(40) 前田対馬守孝資。大老。当時は対馬守任官以前。前田修理知頼。家老。

(41) 原惣兵衛政恒。二百石。当時、御台所奉行牧彦左衛門忠敬。百五十石。

- 当時、御台所奉行。
- (42) 多胡源五左衛門久長。三百石。当時、定番御馬廻御番頭。
- (43) 『大野木克寛日記』二一五〇六 長山直治監修 高木喜美子編集 桂書房 二〇一一年
- (44) 杵江左衛門政弘、六百石、当時、御歩頭。青地藤大夫礼幹、二百石、当時、御歩頭。北川久兵衛暉矩、千石、当時、御歩頭。前田源兵衛知庸、三百五十石、当時、御歩頭。富永教馬全昌、三百五十石、当時、御歩頭。遠藤紋大夫高貴、五百石、当時、御歩頭。
- (45) 直接大石寺を指すか、勝劣派触頭たる江戸丸山本妙寺等を意図したかは不明。
- (46) ここでの邪義は、宗義上の正邪ではなく、幕藩体制下において禁教とされたもの。
- (47) 大野木隼人克寛。三百石。大小将組からこの享保十一年八月、家督相続し千六百五十石。人持組。
- (48) 『国令漫録』
- (49) 宗門奉行中村、和田、堀、溝口は宗門奉行。成瀬、津田、生駒は寺社奉行
- (50) 『御定書等触状留』『遠田日記』
- (51) 『遠田日記』
- (52) 『国令漫録』『御定書等触状留』
- (53) 遠田勘右衛門自看（省）。五百五十石。当時、定番頭。元文五年に千五十石。人持組。（前出）村 中務愛清。四百石。宗門奉行は享保十二年十二月免。当時、定番頭。（前出）杉江兵助。杵江左衛門政弘と同人。兵助と改む。六百石。当時、定番頭。
- (54) 『遠田日記』
- (55) 『藩法集六 續金澤藩』では十六日と翻刻。（該書二八八）原典は十八日である。
- (56) 『留帳抜書』『富要』
- (57) 丹羽、土肥、溝口は宗門奉行。伊藤、山崎、青山は寺社奉行。
- (58) 『国令漫録』『御定書等触状留』『御郡典』
- (59) 『留帳抜書』『富要』
- (60) 『国令漫録』
- (61) 村井安左衛門武済。七百石。当時、能州郡奉行。不破忠大夫敬方。五百石。当時、能州郡奉行。
- (62) 『御郡典』
- (63) この法令についてはその意図や意義付け、また、これに関連する事象を扱った論考が発表されている。（大桑斉『寺檀制度の成立過程』『日本歴史』二四二・二四三 一九六八年、大桑斉『寺檀の思想』教育社 一九七九年、大桑斉『宗門改・寺請と寺檀制度』若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』所収 名著出版 一九八〇年、大桑斉『半檀家の歴史的展開』『近世仏教史料と研究』六一三・四（通巻二〇）一九八六年、朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館 二〇〇四年、大桑斉「書評 朴澤直秀著『幕藩権力と寺檀制度』」『歴史評論』一六六 八 二〇〇五年、朴澤直秀「加賀藩の改宗・寺替法令をめぐって」『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』所収 吉川弘文館 二〇〇八年 など）
- (64) 大老―算用場奉行―郡奉行という職制上の序列であるから、法令の伝達経路としては算用場奉行の介在が自然にも思えるが、この事例では大老から郡奉行へ直接発給されている。この形態が通常だったのであろうか。
- (65) 十村は他藩における大庄屋に相当する加賀藩独自の職名。無組御扶持人十村、組持御扶持人十村、平十村の三種あり、扶持を受けた場合でも基本的身分は百姓。
- (66) 軍制でもある。
- (67) 軍制でもある。
- (68) 相当の事例が認められる。継続研究として蓄積したい。
- （よこやま ゆうぎよく 文学研究科歴史学専攻博士後期課程）  
（指導教員：今堀 太逸 教授）

二〇一八年九月二六日受理